令和6年度高知県社会福祉施設等物価高騰緊急対策給付金交付要綱 (趣旨)

- 第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、高知県社会福祉施設等物価高騰緊急対策給付金(以下「給付金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。(交付目的及び交付対象事業)
- 第2条 県は、原油や物価が高騰する中において社会福祉施設等がサービスの安定的 な提供を継続できるよう、光熱費等高騰分の経費の一部を支援する目的で、社会福 祉施設等を運営する法人及び個人(以下「給付事業者」という。)に対して予算の範 囲内で給付金を交付する。

(交付額)

第3条 前条に規定する交付対象事業における対象事業所及び交付額については、別表1に掲げるとおりとする。

(給付金の交付申請)

- 第4条 規則第3条第1項の申請書及び関係書類は、別記様式によるものとする。 (給付金の交付の決定)
- 第5条 知事は、前条の規定により給付金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、適当であると認めたときは速やかに給付金の交付の決定をするものとする。ただし、当該申請をした者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。
 - (1) 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号。以下この条において「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員等(暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この項において同じ。)であるとき。
 - (2) 暴排条例第 18条又は第 19条の規定に違反した事実があるとき。
 - (3) その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この条において同じ。)が暴力団員等であるとき。
 - (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
 - (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
 - (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。

- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金 銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に 暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(交付の条件)

- 第6条 給付金の交付の目的を達成するため、給付事業者は、次に掲げる事項を遵守 しなければならない。
 - (1) 給付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を給付事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
 - (2) 県税の滞納がないこと。

(交付の決定の通知)

第7条 知事は、第5条の規定により交付の決定をしたときは、速やかに当該交付の 決定の内容及びこれに条件を付した場合には当該条件を交付の申請をしたものに書 面により通知するものとする。

(給付金の交付)

第8条 給付金は、前条の規定により交付の決定の通知があった後に交付するものとする。

(情報の開示)

第9条 給付事業又は給付事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された給付金については、第6条第1号及び第9条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

事業所・施設の種別	けるに、介木定で又るシー6日供の 「対は、 を 宅護匠の一場よ 護一施支は。、シ年の実対 高策本 対 介行時区ビ合支 仍ム設給軽 訪ョ2間績象 知給事 象 護動に分ス 支 指及入は費 間を月にのと 県付業 と 又 受に
京護老人福祉施設	けるに、介木定で又るシー6日供の 「対は、 を 宅護匠の一場よ 護一施支は。、シ年の実対 高策本 対 介行時区ビ合支 仍ム設給軽 訪ョ2間績象 知給事 象 護動に分ス 支 指及入は費 間を月にのと 県付業 と 又 受に
	、定る又るユー6日供の 「対は、 ターでででであるユー6日供の 「対は、 ターマードででは、シェイの実対 高策本 対 介行時区ム設給費 問ン月にのと 県付業 と 又 受に入り、は
軽費老人ホーム 定員61人以上 150 差人ホームとして支給する 通所別ハビリテーショ 通所介護 通所介護 通所介護 通所介護 道所介護 道所介護 道所介護 道所介護 道所介護 立。 ※ 左記の施設であって 医療施設等物価高騰緊系 立。 ※ 左記の施設であって 医療施設等物価高騰緊系 立。 ※ 左記の施設であって 医療施設等物価高騰緊系 立。 ※ 短期入所は単独型の 対る。 ※ 短期入所は単独型の 対る。 ※ 短期入所は単独型の 対る。 ※ 記前問子といい。 ※ 記前別系事業所のうち混雑 100 位置を対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対	る3 一 6 日 供の
通所系 通所介護 通所リハビリテーション おいて介護サーとスの協力を事業所に限り本事業する。 ※ 左記の施設であって 医療施設等物価高騰緊急 金」の給付を受ける場合 の対象としない。 が短期入所は単独型のでする。 ※ 活間・ 大田	受ける はい おり は は
訪問介護 訪問介護 訪問入浴介護 訪問日表演 記憶 記憶 記憶 記憶 記憶 記憶 記憶 記	急対策給事 対策 会 対策 会 対策 会 でで、行時に分 でで、行時に分 でで、行いの区 でいる。 では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で
下に 下に 100 する。 できまる支援施設共同生活援助に 大に 100 は重度訪問介護、同行援援護が介護事業の指定を できまりでする。 ※訪問系事業所のうちに 投護が介護事業の指定を で員61人以上 150 生活介護自立訓練就労移行支援就労継続支援短期入所(単独型)児童発達支援放課後等デイサービス 対別の経験をデイサービス	記念の 語、行動 を同時に受 の区分に
ス所系 共同生活援助 障害児入所施設 療養介護 に重負41人以上 100 は重度訪問介護、同行援 は重度訪問介護、同行援 接護が介護事業の指定で 定員61人以上 150 は重度訪問介護、同行援 接護が介護事事等 よる支給は行わず、介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 短期入所(単独型) 児童発達支援 放課後等デイサービス	護、行動 E同時に受 Éの区分に
療養介護 定員61人以上 150 けている場合は障害事業よる支給は行わず、介護 生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 短期入所(単独型) 児童発達支援 放課後等デイサービス	の区分に
生活介護 自立訓練 就労移行支援 適所系 通所系 短期入所(単独型) 児童発達支援 放課後等デイサービス	事業の区
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 保育所等訪問支援	
相談系 地域相談支援	
児童福祉施設 定員40人以下 50 の暫定定員とする。	※各定員は、令和7年1月1日現在 の暫定定員とする。 -
·乳児院 ·児童養護施設 ·児童心理治療施設	
│ 章 │ 入所系 │ ・母子生活支援施設 │ 定員61人以上 │ 150 │	
福祉施 児童養護施設(地域小規模) 児童自立援助ホーム 定員6人以下 50 ファミリーホーム	
訪問系 児童家庭支援センター 25	
里親 里親 10 10 ※ 見が指字する事業所・嫉恐に限る。ただし、独立行政法人、地方公共団体、一部事務組合及び広ば	

[※] 県が指定する事業所・施設に限る。ただし、独立行政法人、地方公共団体、一部事務組合及び広域連合立 の事業所・施設は除く。

[※] 対象事業所・施設について、令和7年1月1日までに開設し、申請日時点で指定を受けているものであること(休業中のものを含む)。なお、ファミリーホーム及び里親については、令和7年1月1日時点で児童福祉法第27条第1項第3号の規定による児童の委託を受けていること。